



平成27年 5 月15日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂
代表者名 代表取締役社長 長代 厚生
(コード番号 7868 東証 第1部)
問合せ先 広報 I R 部長 茅島 葉子
電 話 (03) 3453-0557

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月15日開催の取締役会において、平成27年 6 月26日開催予定の第51回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数が欠けた場合における補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の規定を、当社定款第28条に新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6 月26日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成27年 6 月26日 (金曜日)

以 上